

医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する告示（案）に関する意見募集の結果について

令和5年5月30日
厚生労働省

「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正について（案）について、令和5年4月14日（金）から同月20日（木）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	新興感染症発生・まん延時における医療については、 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定による、入院、外来診療、自宅療養者等への医療の提供等、後方支援及び医療人材派遣に関する機能があるものとする ・ ・ ・ 中略 ・ ・ ・ ・ その際、新型コロナウイルス感染症への対応の教訓を踏まえ、「当該対応を念頭」に、まずは当該対応での最大	本告示については、新興感染症対応を適切に行えるよう、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」とも整合性を図りながら策定をしております。 ご指摘の「新型コロナウイルス感染症の対応の教訓を踏まえ、当該対応での最大規模の体制を目指すこと」とする旨は、本告示案及び感染症法の予防計画指針案両方に盛り込むこととしています。

	規模の体制を目指すこととし、医療措置協定のほか、流行初期医療確保措置や公的医療機関等に対する医療提供の義務付け、医療措置協定締結の協議の過程での都道府県医療審議会等への意見聴取等により、平時から対応準備を進めることで実効性を確保していく ・・・中略・・・ 「」は本稿意見者にて とあり、「」の部分の根拠とし、新興感染症には新型コロナウイルス感染症を含まないものと解釈した。 一方で「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）に関する御意見の募集については、新興感染症と新型コロナウイルス感染症の関連が不明確であった。文書間での不整合があるように思うが、いかがか。	
2	今般のコロナ禍において、感染者数の波が来るたびに対応している医療機関への負荷が増大してしまうことが、最も改善すべき点であると考えます。まず発熱検査外来では、公表されている医療機関への殺到。ただ、手挙げはしたいものの診療科やマンパワー、医院の構造上空間的・時間的分離が困難な医療機関も多数あると思われます。当地区では、近隣の病院のテントをお借りして、会員がそちらに出向いた上で外来診療を行うといった取り組みがありました。人的資源と施設をうまくマッチングさせる形での外	新興感染症発生・まん延時における医療については、その機能や役割に応じて、平時から都道府県が定める予防計画・医療計画に沿って、予め都道府県と医療機関の間で病床確保や発熱外来等の対応に関する協定を締結すること等により、機動的に稼働できる体制を構築していくこととしており、引き続き取組を進めてまいります。

	来運営を、平時からの取り決めにより、速やかに行える体制が必要ではないかと考えています。病院への負担もございますので、できれば行政による施設運営を。 また、重点医療機関への入院患者数の負担を軽減するためには、地域での訪問診療に携わる医師をいかに増やせるかがポイントではないか。当医師会では、府内唯一の医師会立訪問看護ステーションが存在し、会員は平時の診療を行いつつ、ファーストタッチとして訪看看護師が赴き、診療に携わることができる医師を選任し、治療に繋げてゆくという方法で、その登録者は他地区よりも多い実績があると思われま。重症者への対応を迫られる基幹病院の負担を減らせるか否かは、いかに周囲の協力者をふやせるかどうかにかかっているのではないかと考えま。 活かしきれていない人的資源をうまく運用する形で、今後の COVID-19 また未知なる感染症対策を構築する方法を模索したいと考えています。	
--	---	--

※上記のほか、7件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。